

第5章 環境影響要因及び環境影響評価の項目

5-1. 環境影響要因

本事業の実施に伴い表 5-1-1 に示す環境影響要因が想定される。

表 5-1-1 本事業の実施に伴う環境影響要因

区分	環境影響要因の内容
施設の存在	<ul style="list-style-type: none">・工場建屋及び煙突による電波障害の影響が考えられる。・施設の存在により、陸生動物及び陸生植物の生息・生育環境が変化する可能性がある。・施設の存在により、自然景観、歴史的・文化的景観及び都市景観の変化が考えられる。
施設の供用	<ul style="list-style-type: none">・施設の稼働に伴い、煙突から大気汚染物質、臭気物質が排出される。・ごみピット等から臭気物質が発生する。・施設の稼働に伴い、廃棄物が発生する。・収集車等の走行に伴い、大気汚染物質が排出され、道路交通騒音・振動が発生し、交通安全への影響が考えられる。・施設の稼働及び収集車の走行に伴い、温室効果ガスが排出される。・施設の稼働に伴い、高圧ガスの使用及びコークスの貯留による安全確保への影響が考えられる。
工事の実施	<ul style="list-style-type: none">・建設機械の稼働に伴い、大気汚染物質が排出される。・工事中に廃棄物が発生する。・工事用車両の走行に伴い、大気汚染物質が排出され、道路交通騒音・振動が発生し、交通安全への影響が考えられる。・施設の建設工事及び工事用車両の走行に伴い、温室効果ガスが排出される。・施設の建設工事に伴い、陸生動物及び陸生植物の生息・生育環境が変化する可能性がある。

5-2. 環境影響評価の項目の抽出

本事業の実施に伴う環境影響要因及び事業計画地周辺の地域特性を考慮して、環境影響評価を実施する項目を抽出した。環境影響要因と環境影響評価項目の関係及び環境影響評価項目を選定する理由及び選定しない理由を表 5-2-1 に示す。なお、方法書では「大阪府環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」（平成 18 年 1 月 31 日改定、大阪府）に基づき選定したが、ここでは、堺市が平成 20 年 2 月に制定した「環境影響評価技術指針」（堺市環境局環境共生部）に基づく項目を追加した。

表 5-2-1(1) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

大項目	小項目	環境影響要因の内容				選定する理由及び選定しない理由			
		施設の存在	施設の供用	工事の実施	施設の稼働	収集車の走行	施設の建設工事	工事用車両の走行	
大気質	環境基準目定標準	二酸化硫黄	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				施設の供用時には、施設の稼働に伴い硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物、ダイオキシン類、塩化水素、水銀が排出される。また、収集車の走行に伴い浮遊粒子状物質、窒素酸化物、ベンゼンが排出される。 工事の実施時には、建設工事において建設機械の稼働に伴い硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、窒素酸化物が排出される。また、工事用車両の走行に伴い浮遊粒子状物質、窒素酸化物、ベンゼンが排出される。
		浮遊粒子状物質	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
		二酸化窒素	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
		ベンゼン		<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		
		ダイオキシン類	<input type="radio"/>						
	その他	塩化水素	<input type="radio"/>						
		水銀	<input type="radio"/>						
水質・底質	生活環境項目								施設の供用時には、プラント排水は極力場内利用する。余剰水が発生する場合は機器冷却水のみを公共下水道に放流する。生活排水は、公共下水道へ放流する。屋根上に降った雨水は一部を回収し、敷地内の緑地への散水に再利用する。敷地内に降った雨水は、緑地を通じて地下浸透する。道路舗装面雨水は、雨水側溝を通じて雨水排水路に放流する。アスファルト舗装部のうち、ごみ搬入ルートについてはノンポイント汚染対策として、側溝及び集水枠の設置に加えて、スクリーンや油水分離槽を設置することから、汚染物質の工場外への流出はない。 工事の実施時には、掘削に伴う湧水は、沈砂、pH調整、必要に応じてPAC等の凝集剤を用いた処理を行い、排水基準を遵守した上で雨水排水路に放流するか、もしくは下水道へ放流する。工事中の雨水については、掘削工事部分への雨水については湧水と同等として処理する。掘削を行なわない部分については、濁水の流出を防止するために、敷地周囲に側溝を掘り、貯留して自然浸透させる計画とする。建設工事事務所からの生活排水及び尿は公共下水道へ放流、又は汲み取り方式にて処理する。
	健康項目								
	特殊項目								
	その他								
地下水	生活環境項目								
	健康項目								
	その他								

表 5-2-1(2) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

環境項目 大項目	小項目	環境影響要因の内容				選定する理由及び選定しない理由
		施設の存在	施設の供用	工事の実施		
		施設の稼働	収集車の走行	施設の建設工事	工事用車両の走行	
騒音	騒音		○		○	施設の供用時には、収集車の走行に伴い騒音、振動が発生する。 工事の実施時には、工事用車両の走行に伴い騒音、振動が発生する。
振動	振動		○		○	施設及び建設機械の稼働に伴う騒音、振動及び低周波音については、最も近い住居は、山本町5丁（東2.1km、第1種住居地域）、緑町2丁（2.2km、同）、北波止町（1.9km、同）と遠く離れている。また、住居と計画地までの地域はすべて工業専用地域であり、法の適用外である。以上から、本事業の影響はないと考えられる。
低周波音	低周波音					
悪臭	特定悪臭物質、臭気指數	○				施設の稼働に伴い煙突排出ガス及びごみピットからの漏洩臭気による影響が考えられる。
地盤沈下	地盤沈下					地下水の汲み上げ等の地盤沈下に繋がる行為は行わない。
土壤汚染	土壤汚染					施設の供用時に伴い発生する焼却灰等は、ガス化溶融方式の採用により発生しない。飛灰は薬剤処理により安定化したのち、最終処分する。事業計画地は3cm以上のアスファルト舗装、又は50cm以上の清浄土による覆土を行うことから、周辺環境への影響はない。 工事に伴って発生する掘削土等は場内で使用し、場外への持ち出しが行わない。工事によって発生する排出水は適正な排水処理を行い、公共用水域へ汚染水が流出しない対策を講じる。
日照阻害	日照阻害					事業計画地周辺は、工業専用地域であり、住居が存在しない。
電波障害	テレビ電波障害	○				工場建屋及び煙突の存在により電波障害が生じる可能性がある。
気象	風向・風速					事業計画地は、局地気象に大きな変化を及ぼすような地形改変、高層構造物の建築はない。
	気温					
地象	地形・地質					事業計画地は、新たに大きく地形・地質を改変する行為はない。
水象	河川水象					河川・湖沼・海域の水象に影響を及ぼす行為はない。
	湖沼水象					
	海域水象					

表 5-2-1(3) 環境影響要因と環境影響評価項目の関係

大項目	小項目	環境影響要因の内容				選定する理由及び選定しない理由
		施設の存在	施設の供用	工事の実施		
		施設の稼働	収集車の走行	施設の建設工事	工事用車両の走行	
陸域生態系	陸生動物	○		○		事業計画地の一部に緑地があるため、施設の存在及び施設の建設工事に伴い陸生動物及び陸生植物の生息・生育環境が変化する可能性がある。
	陸生植物	○		○		
	淡水生物					事業計画地周辺には河川・湖沼はない。また、事業計画地の面積は 3ha と小さく、陸域生態系に影響を及ぼすほど大きな規模ではない。
	陸域生態系					
海域生態系	海域生物					施設の供用時には、プラント排水は極力場内利用し、一部のプラント排水及び生活排水についても公共下水道に放流するので、海域生態系への影響はない。 工事の実施時には、掘削工事の実施に伴い発生する工事排水は集水し、沈砂及び pH 調整を行った上で雨水排水路に放流する。
	海域生態系					
人と自然の触れ合い活動の場	人と自然の触れ合い活動の場					埋立地の西約 2km には、海とのふれあい広場があるが、この広場に通じる経路を改変する計画はない。また、主要ルートにおける収集車等の通行台数（往復）は最大で日 48～588 台と少なく、この広場の利用者が、収集車等の通行によって、アクセス上の阻害や不便さを感じことはない。 また、事業計画地への収集経路には、三宝公園及び外山公園があるが、両公園ともに都市公園であるため駐車場がなく、利用者の公園へのアクセスに影響を及ぼすことはない。
景観	自然景観	○				施設の存在により自然景観、歴史的・文化的景観、都市景観が変化する可能性がある。
	歴史的・文化的景観	○				
	都市景観	○				
文化財	有形文化財等					事業計画地は、指定文化財及び埋蔵文化財は存在しない。
	埋蔵文化財					
廃棄物、発生土	一般廃棄物	○		○		施設の供用に伴い飛灰の処理物等の一般廃棄物、廃油等の産業廃棄物が発生する。 工事の実施に伴い建設廃材が発生する。発生土は全量再利用し、場外搬出を行わない。
	産業廃棄物	○		○		
	発生土					
地球環境	温室効果ガス	○	○	○	○	施設の供用及び工事の実施に伴い温室効果ガスである二酸化炭素を排出する。
	オゾン層破壊物質					

「堺市環境影響評価技術指針」の制定によって追加された要因及び項目

環境項目		環境影響要因の内容						選定する理由及び選定しない理由	
大項目	小項目	施設の存在	施設の供用		工事の実施				
			施設の稼働	収集車の走行	施設の建設工事	工事用車両の走行			
光害	光害						事業計画地は民家から離れており、本事業によって人への健康被害や農作物被害等が発生するような行為はない。		
コミュニティの分断	コミュニティの分断						本事業によって地域のコミュニティを分断するような行為はない		
安全	高圧ガス	○					高圧ガス保安法に基づく、高圧ガスは現状では取り扱わない計画であるが、窒素ガスを取り扱う可能性がある。		
	危険物等	○					消防法による指定可燃物として、コークス等を取り扱う。		
	交通		○		○		施設の供用時には、収集車の走行に伴い交通量が増加する。 工事の実施時には、工事用車両の走行に伴い交通量が増加する。		